

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十八号）（教職員課）

一 趣旨

令和六年十月十七日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告に基づき、学校職員の給与を改定するための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に特に重点をおいて引上げ
- (二) 期末・勤勉手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和七年度以降の期末・勤勉手当の支給割合は令和七年四月一日